

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

改正 令和四年六月一日国立国会図書館規程第二号

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法等)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する

方法は、次のいずれかの方法とする。

一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して、長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(公示)

第五条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するものの、同条第二号の記録方式、第二条第一項第一号の情報、同項第二号の記録媒体及び記録方式、同条第二項の状態並びに前条の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に関する必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

附 則 (令和四年六月一日国立国会図書館規程第二号)

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十七号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日)令和四年六月一日、規定する日)令和五年一月一日

(日)